

第七十一回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第 六 号

昭和四十八年三月六日(火曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 浦野 幸男君

理事 稻村 佐四郎君

理事 田中 六助君

理事 山田 久就君

理事 中村 重光君

理事 利幸君

理事 伊平君

理事 佳昭君

理事 山茂太郎君

理事 一郎君

理事 貞義君

理事 清政君

理事 幸雄君

理事 友一君

理事 一徳君

出席國務大臣

通商産業大臣 中曾根康弘君

出席政府委員

通商産業政務次官 塩川正十郎君

通商産業省企業局長 山下 英明君

通商産業省重工業局長 山形 栄治君

委員外の出席者

商工委員会調査室長 藤沼 六郎君

委員の異動

三月一日

辞任

越智 伊平君

近藤 鉄雄君

補欠選任

丹羽喬四郎君

赤城 宗徳君

第一類第九号

商工委員会議録第六号

昭和四十八年三月六日

同日 辞任 赤城 宗徳君

同日 丹羽喬四郎君

同日 同月二日

辞任 小山 省二君

同日 塩崎 潤君

同日 加藤 清政君

同日 藤田 高敏君

同日 同月二日

補欠選任 河本 敏夫君

同日 千葉 三郎君

同日 阿部 昭吾君

同日 細谷 治嘉君

同日 同月二日

補欠選任 河本 敏夫君

同日 千葉 三郎君

同日 阿部 昭吾君

同日 細谷 治嘉君

同日 同月二日

補欠選任 河本 敏夫君

同日 千葉 三郎君

同日 阿部 昭吾君

同日 細谷 治嘉君

同日 同月二日

補欠選任 河本 敏夫君

同日 千葉 三郎君

同日 阿部 昭吾君

同日 細谷 治嘉君

同日 同月二日

補欠選任 河本 敏夫君

同日 千葉 三郎君

同日 阿部 昭吾君

同日 細谷 治嘉君

同日 同月二日

補欠選任 河本 敏夫君

同日 千葉 三郎君

同日 阿部 昭吾君

同日 細谷 治嘉君

同日 同月二日

補欠選任 河本 敏夫君

同日 千葉 三郎君

同日 阿部 昭吾君

同日 赤城 宗徳君

同日 近藤 鉄雄君

同日 越智 伊平君

同日 補欠選任

同日 河本 敏夫君

同日 千葉 三郎君

同日 阿部 昭吾君

同日 細谷 治嘉君

同日 同月二日

補欠選任 河本 敏夫君

同日 千葉 三郎君

同日 阿部 昭吾君

同日 細谷 治嘉君

同日 同月二日

補欠選任 河本 敏夫君

同日 千葉 三郎君

同日 阿部 昭吾君

同日 細谷 治嘉君

同日 同月二日

補欠選任 河本 敏夫君

同日 千葉 三郎君

同日 阿部 昭吾君

同日 細谷 治嘉君

同日 同月二日

補欠選任 河本 敏夫君

同日 千葉 三郎君

同日 阿部 昭吾君

同日 細谷 治嘉君

同日 同月二日

補欠選任 河本 敏夫君

同日 千葉 三郎君

同日 阿部 昭吾君

同日 細谷 治嘉君

同日 同月二日

補欠選任 河本 敏夫君

同日 千葉 三郎君

同日 阿部 昭吾君

同日 細谷 治嘉君

同日 同月二日

補欠選任 河本 敏夫君

同日 千葉 三郎君

三月一日

総合研究開発機構法案(内閣提出第五十七号)

同日 中小小売商店の営業保護に関する請願(松尾信人君紹介)(第七九六号)

同日 灯油値上げ反対に関する請願(中川利三郎君紹介)(第七九七号)

同日 本委員会に付託された。

同日 本日の会議に付した案件

消費生活用製品安全法案(内閣提出第六八号)

機械類信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

同日 〇浦野委員長 これより会議を開きます。

同日 内閣提出、消費生活用製品安全法案を議題といたします。

同日 目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 特定製品

第一節 検定等(第三条・第七条)

第二節 製造事業者の登録及び特定製品の型式等(第八条・第三十二条)

第三節 製品安全協会の検定等(第三十三条・第三十四条)

第四節 危害防止命令(第三十五条)

第三章 製品安全協会

第一節 総則(第三十六条・第四十四条)

第二節 設立(第四十五条・第四十九条)

第三節 管理(第五十条・第六十二条)

同日 第四節 業務(第六十三条・第六十八条)

同日 第五節 財務及び会計(第六十九条・第七十六号)

同日 第六節 監督(第七十七条・第七十八条)

同日 第七節 補則(第七十九条・第八十一条)

同日 第四章 雑則(第八十二条・第九十六条)

同日 第五章 罰則(第九十七条・第一百四号)

同日 附則

同日 第一章 総則

同日 (目的)

同日 第一条 この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、消費生活用製品の安全性の確保につき民間の自主的な活動を促進するための措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護することを目的とする。

同日 (定義)

同日 第二条 この法律において「消費生活用製品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品(別表に掲げるものを除く。)をいう。

同日 2 この法律において「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう。

同日 第二章 特定製品

同日 第一節 検定等

同日 (基準)

同日 第三条 主務大臣は、特定製品について、主務省令で、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の基準を定めなければならない。この場合において、当該特定製品について、政令で定める法律の規定に基づき一般消費者の生命又は身体に対する危害の

同日

同日

同日

発生を防止するための規格又は基準を定めることができることとされているときは、当該規格又は基準に相当する部分以外の部分について品質の基準を定めるものとする。

(検定及び販売の制限)

第四条 特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行なう者は、主務大臣が行なう検定を受け、これに合格したものと第六条の規定により表示が附されているもの又は第二十七条の規定により表示が附されているものでなければ、特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 輸出用の特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、その旨を主務大臣に届け出たとき。

二 輸出用以外の特定の用途に供する特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、主務大臣の承認を受けたとき。

三 第二十六条第一項ただし書第一号の規定による届出又は同項ただし書第二号の承認に係る特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列するとき。

(検定の申請)

第五条 特定製品について前条の検定(以下単に「検定」という。)を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に申請書を提出しなければならない。

(合格及び表示)

第六条 主務大臣は、前条の申請に係る特定製品について主務省令で定める方法により検定を行ない、これが第三條の規定により定められた基準(以下「安全基準」という。)に適合しているときは検定に合格したものとし、これに主務省令で定める方式による表示を附さなければならない。

(表示の制限)

第七条 何人も、前条又は第二十七条の規定により表示を附する場合を除くほか、特定製品に前条若しくは第二十七条の表示又はこれらと紛ら

わしい表示を附してはならない。

第二節 製造事業者の登録及び特定製品の型式等

(登録)

第八条 特定製品の製造の事業を行なう者は、主務省令で定める特定製品の製造の事業の区分(以下「事業区分」という。)に従い、主務大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業区分

三 当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

四 当該特定製品の製造のための設備で主務省令で定めるもの(以下「特定製造設備」という。)の名称、性能及び数

五 当該特定製品の検査のための設備で主務省令で定めるもの(以下「特定検査設備」という。)の名称、性能及び数

六 当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行なう場合に備えてとるべき措置

3 前項の申請書には、工場又は事業場の図面その他の主務省令で定める書類を添附しなければならない。

(欠格事項)

第九条 次の各号の一に該当する者は、前条第一項の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十九条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行なう役員のうち

ちに前二号の一に該当する者があるもの

(登録の基準)

第十条 主務大臣は、第八条第一項の登録の申請が次の各号に該当すると認めるときは、登録をしなければならない。

一 特定製造設備が主務省令で定める技術上の基準に適合していること。

二 特定検査設備が主務省令で定める技術上の基準に適合していること。

三 第八条第二項第六号の措置が主務省令で定める基準に適合していること。

(登録簿)

第十一条 主務大臣は、登録簿を備え、次の事項を登録しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号

二 第八条第二項第一号から第三号までの事項

(登録証)

第十二条 主務大臣は、第八条第一項の登録をしたときは、登録証を交付する。

2 前項の登録証には、次の事項を記載しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所

三 事業区分

(承継)

第十三条 第八条第一項の登録を受けた者(以下「登録製造事業者」という。)が当該登録に係る事業の全部を譲り渡し、又は登録製造事業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。)若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その登録製造事業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第九条各号の一に該当するときは、この限りでない。

継続した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(変更の届出)

第十四条 登録製造事業者は、第八条第二項第一号又は第三号から第六号までの事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が主務省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

(登録証の訂正)

第十五条 登録製造事業者は、第十三条第二項又は前条の規定により届出をする場合において、登録証に記載された事項に変更があつたときは、当該届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(廃止の届出)

第十六条 登録製造事業者は、当該登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(登録証の再交付)

第十七条 登録製造事業者は、登録証をよこし、損じ、又は失つたときは、主務大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

(登録の失効)

第十八条 登録製造事業者が当該登録に係る事業を廃止したときは、当該登録は、その効力を失う。

(登録の取消し)

第十九条 主務大臣は、登録製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第四条、第七条又は第十四条の規定に違反したとき。

二 第九条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第二十九条、第三十条又は第三十五条の規定による禁止又は命令に違反したとき。

四 不正の手段により第八条第一項の登録を受けたとき。

(登録の消除)

第二十条 主務大臣は、登録製造事業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならぬ。

(登録証の返納)

第二十一条 登録製造事業者は、その登録が効力を失つたときは、遅滞なく、主務大臣にその登録証を返納しなければならない。

(登録簿の謄本等)

第二十二条 何人も、主務大臣に対し、登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(特定製品の型式の承認)

第二十三条 登録製造事業者は、製造しようとする特定製品の型式について、主務省令で定める型式の区分(以下単に「型式の区分」という。)に従い、主務大臣の承認を受けることができる。

2 前項の承認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録の年月日及び登録番号

三 型式の区分

3 前項の申請書には、主務省令で定める数量の試験用の特定製品及びその構造図その他の主務省令で定める書類を添えなければならない。

(承認の基準)

第二十四条 主務大臣は、前条第一項の承認の申請が次の各号に該当すると認めるときは、承認をしなければならない。

一 申請に係る試験用の特定製品が安全基準に適合していること。

二 申請者が申請に係る型式の区分の属する事業区分について第八条第一項の登録を受けていること。

(承認の有効期間)

第二十五条 第二十三条第一項の承認は、一年以上七年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の承認の更新の申請に必要の手續的事項は、主務省令で定める。

(基準適合義務等)

第二十六条 第二十三条第一項の承認を受けた登録製造事業者が当該承認に係る型式の特定製品を製造する場合においては、安全基準に適合するようにしなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 輸出用の特定製品を製造する場合において、その旨を主務大臣に届け出たとき。

二 輸出用以外の特定の用途に供する特定製品を製造する場合において、主務大臣の承認を受けたとき。

三 試験用に製造するとき。

2 前項の登録製造事業者は、主務省令で定めるところにより、その製造に係る同項の特定製品(同項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。)について検査を行ない、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

(表示)

第二十七条 第二十三条第一項の承認を受けた登録製造事業者は、当該承認に係る型式の特定製品を製造したときは、これに主務省令で定める方式による表示を附することができる。

(定期検査)

第二十八条 登録製造事業者は、特定製造設備及び特定検査設備について、主務省令で定めるところにより、定期に、主務大臣が行なう検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、特定製造設備又は特定検査設備が第十条第一号又は第二号の主務省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行なう。

(表示の禁止)

第二十九条 主務大臣は、第二十三条第一項の承認を受けた登録製造事業者が製造した特定製品で当該承認に係るもの(第二十六条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造されたものを除く。)が安全基準に適合していない場合において、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、当該登録製造事業者に対し、一年以内の期間を定めて第二十七条の表示を附することを禁止することができる。

(改善命令)

第三十条 主務大臣は、次の場合には、登録製造事業者に対し、特定製造設備若しくは特定検査設備の修理若しくは改造、第八条第二項第六号の措置の改善又は特定製品の製造若しくは検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 特定製造設備又は特定検査設備が第十条第一号又は第二号の主務省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるとき。

二 第八条第二項第六号の措置が第十条第三号の主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき。

三 第二十六条第一項の規定に違反していると認めるとき。

(承認の失効)

第三十一条 登録製造事業者の登録がその効力を失つたときは、当該登録製造事業者に係る第二十三条第一項の承認は、その効力を失う。

(承認の取消)

第三十二条 主務大臣は、第二十三条第一項の承認を受けた登録製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 第二十六条第二項の規定に違反したとき。

二 第二十九条、第三十条又は第三十五条の規定による禁止又は命令に違反したとき。

三 第八十六条第一項の条件に違反したとき。

四 不正の手段により第二十三条第一項の承認を受けたとき。

第三節 製品安全協会の検定等

(製品安全協会の検定等)

第三十三条 主務大臣は、次章の規定により製品安全協会が設立されたときは、製品安全協会に、主務省令で定める事業区分に属する特定製品に係る次の事務(以下「特定製品の検定等の事務」という。)を行なわせるものとする。

一 この章第一節に規定する特定製品の検定に関する事務第三條及び第四條ただし書第二号の規定による事務を除く。

二 前節に規定する特定製品の製造の事業を行なう者の登録及び特定製品の型式の承認に関する事務(第十九條、第二十六條第一項ただし書第二号、第二十八條から第三十條まで及び前條の規定による事務を除く。)

2 主務大臣は、前項の規定により製品安全協会に特定製品の検定等の事務を行なわせるときは、製品安全協会が当該事務を開始する日及び当該事務を行なう事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3 主務大臣は、製品安全協会が天災その他の事由により特定製品の検定等の事務を円滑に処理することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、特定製品の検定等の事務を自らも行なうこととすることができる。

4 主務大臣は、前項の規定により特定製品の検定等の事務を行なうこととし、又は同項の規定により行なつてゐる特定製品の検定等の事務を行なわなければならないときは、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。

5 第一項の規定により製品安全協会に特定製品の検定等の事務を行なわせる場合又は主務大臣が第三項の規定により特定製品の検定等の事務を行なうこととし、若しくは同項の規定により行なつてゐる特定製品の検定等の事務を行なわなければならない場合における特定製品の検定等の事務の引継ぎに関する所要の事項及び特定製品の検定に関する申請、手数料の納付その他の手続に関する所要の経過措置は、主務省令で定める。

第三十四条 製品安全協会が行なう特定製品の検

定等の事務に關してこの章第一節(第三條及び第四條ただし書第二号を除く。)及び前節(第十九條、第二十六條第一項ただし書第二号、第二十八條から第三十條まで及び第三十二條を除く。)の規定を適用する場合においては、これらの規定中「主務大臣」とあるのは、「製品安全協会」とする。

2 前条第一項の主務省令で定める事業区分に係る登録製造事業者は、主務省令で定めるところにより、製品安全協会が行なう特定製造設備及び特定検査設備についての検査を受けたときは、第二十八條第一項の規定にかかわらず、同項の検査を受けることを要しない。

3 製品安全協会は、前項の検査を行なったときは、遅滞なく、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

4 主務大臣は、第十九條又は第三十二條の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を製品安全協会に通知しなければならない。

第四節 危害防止命令

(危害防止命令)

第三十五條 主務大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危害の拡大を防止するため必要があることを認めるときは、当該各号に規定する者に対し、販売した当該特定製品の回収を図ることその他当該特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行なう者が第六條又は第二十七條の表示が附されていない特定製品を販売したこと(第四條ただし書の規定の適用を受けて販売した場合を除く。)

二 第二十三條第一項の承認を受けた登録製造事業者が当該承認に係る特定製品で安全基準に適合しないものを製造し、又は販売したと(第二十六條第一項ただし書の規定の適用

を受けて製造した場合を除く。)

第三章 製品安全協会

第一節 総則

(目的)

第三十六條 製品安全協会は、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止を図るために特定製品の検定等の事務その他の消費生活用製品の安全性の確保に関する業務を行ない、あわせて消費生活用製品によつて生じた損害のてん補を円滑に実施するための業務を行なうことを目的とする。

(法人格)

第三十七條 製品安全協会(以下「協会」という。)は、法人とする。

第三十八條 協会は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第三十九條 協会の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 協会は、必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により協会がその資本金を増加するとき、予算で定める金額の範囲内において、協会に出資することができる。

(持分の払戻し等の禁止)

第四十條 協会は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 協会は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第四十一條 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

2 政府以外の出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、協会その他の第三者に対抗することができない。

(名称)

第四十二條 協会は、その名称中に製品安全協会という文字を用いなければならない。

2 協会でない者は、その名称中に製品安全協会という文字を用いてはならない。

(登記)

第四十三條 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第四十四條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條(法人の不法行為能力)及び第五十條(法人の住所)の規定は、協会について準用する。

第二節 設立

(発起人)

第四十五條 協会を設立するには、消費生活用製品の安全性について学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対し協会に対する出資を募集しなければならない。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

(設立の認可等)

第四十六條 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を通商産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第四十七條 通商産業大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 職員、設備、業務の方法その他の事項につ

いての業務の実施に關する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

四 前号に定めるもののほか、事業の運営が健全に行なわれ、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止に寄与することが確実であると認められること。

2 通商産業大臣は、前項の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、協会の会長、理事長又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された会長、理事長又は監事となるべき者は、協会の成立の時にあって、それぞれ第五十三條第一項の規定により会長、理事長又は監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)

第四十八條 前条第二項の規定により会長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を会長となるべき者に引き継がなければならない。

2 会長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第四十九條 会長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三節 管理

(定款記載事項)

第五十條 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法

2 協会の定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第五十一条 協会に、役員として、会長一人、理事一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

(役員職務及び権限)

第五十二条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、協会を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して協会の業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、協会の業務を監査する。

(役員任期)

第五十三条 会長、理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 理事は、通商産業大臣の認可を受けて、会長が任命する。

(役員任期)

第五十四条 役員任期は、三年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることが出来る。

(役員欠格事項)

第五十五条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者

を除く。)

二 特定製品の製造、輸入若しくは販売の事業を行なう者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員解任)

第五十六条 通商産業大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 通商産業大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 会長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第五十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第五十八条 協会と会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

(評議員会)

第五十九条 協会に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十人以上で組織する。

3 評議員は、消費生活用製品の安全性について

学識経験を有する者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて、会長が任命する。

(職員任命)

第六十条 協会の職員は、会長が任命する。

(職員兼職禁止)

第六十一条 職員は、特定製品の製造、輸入若しくは販売の事業を経営し、これらの事業の業務に従事し、又はこれらの事業を経営する者の団体の役員若しくは職員となつてはならない。ただし、会長の承認を受けたときは、この限りでない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第六十二条 協会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 業務

(業務)

第六十三条 協会は、第三十六条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 特定製品の検定等の事務を行なうこと。

二 第三十四条第二項の検査を行なうこと。

三 消費生活用製品で、その製品の製造、輸入又は販売の事業を行なう者の申出を受け一般消費者の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがないと認められるものについて、その欠陥により一般消費者の生命又は身体について損害が生じた場合にその被害者又はその遺族が一定の金額の範囲内でその損害の賠償を確実に受けることができるようにするため

の措置をとること。

四 前号に規定する措置がとられている旨の表示を当該製品に附すること。

五 前号の表示が附された製品により一般消費者の生命又は身体について重大な損害が生じた場合(当該損害の発生がもつたら被害者の責めによることが明らかな場合を除く。)に、その被害者又はその遺族が第三号に規定する措置によつて損害の賠償を受けるに先だつ

て、その被害者又はその遺族に対し、一定の金額の資金を交付すること。

六 消費生活用製品の安全性の確保を図るために必要な試験、調査、指導及び情報の提供を行なうこと。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

八 前各号に掲げるもののほか、第三十六条の目的を達成するために必要な業務を行なうこと。

2 協会は、前項第八号に掲げる業務を行なおうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(業務委託)

第六十四条 協会は、主務大臣が指定する者(以下「指定検査機関」という。)に対し、前条第一項第一号及び第二号の業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定により業務の委託を受けた指定検査機関の役員又は職員で当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

3 前項に定めるもののほか、第一項の指定の基準、指定検査機関の業務の方法その他指定検査機関に関し必要な事項は、政令で定める。

(業務方法書)

第六十五条 協会は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、第六十三条第一項第三号から第五号までの業務の実施の方法その他の通商産業省令で定める事項を定めておかなければならない。

(特定製品の検定等の事務の開始等の届出)

第六十六条 協会は、特定製品の検定等の事務を開始する際、当該事務を開始する日及び当該事務を行なう事務所の所在地を主務大臣に届け出なければならない。協会が特定製品の検定等の

事務を行なう事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

(検定事務規程)

第六十七条 協会は、特定製品の検定等の事務の開始前に、特定製品の検定等の事務の実施に関する規程(以下「検定事務規程」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可をした検定事務規程が特定製品の検定等の事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その検定事務規程を変更すべきことを命ずることができ

る。

3 検定事務規程で定めるべき事項は、主務省令で定める。

(基金)

第六十八条 協会は、第六十三条第一項第五号に規定する資金の交付の業務に関する基金を設け、第三十九条第一項の規定により基金にあて

るべきものとして出資され、又は同条第二項の認可を受けた場合において基金にあてべきものとして出資された金額と第六十三条第一項第五号の規定により交付する資金にあてることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれにあて

るものとする。

第五節 財務及び会計

(事業年度)

第六十九条 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第七十条 協会は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とす

る。

(財務諸表)

第七十一条 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 協会は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(書類の送付)

第七十二条 協会は、第七十条又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

(区分経理)

第七十三条 協会は、第六十三条第一項第一号の業務(これに附帯する業務を含む。)に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(借入金)

第七十四条 協会は、通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができ

る。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第七十五条 協会は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様と

する。

(通商産業省令への委任)

第七十六条 この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に必要事項は、通商産業省令で定める。

第六節 監督

(監督命令)

第七十七条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務(第六十三条第一項第一号及び第二号の業務を除く。)に関し監督上必要な命令をすることができ

る。

(報告及び検査)

第七十八条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務(第六十三条第一項第一号及び第二号の業務を除く。以下この項において同じ。)に関し報告をさせ、又はその職員に、協会の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会若しくは第六十四条第一項の規定により業務の委託を受けた指定検査機関(以下「受託機関」という。)に対し、第六十三条第一項第一号若しくは第二号の業務に関し報告をさせ、又はその職員に、協会若しくは受託機関の事務所に立ち入り、同項第一号若しくは第二号の業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権

限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七節 補則

(出資者原簿)

第七十九条 協会は、出資者原簿を備えておかなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日
- 三 出資額

3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

第八十条 協会は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により出資者に分配することができ

る金額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、協会の解散については、別に法律で定める。

(協議)

第八十一条 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第三十九条第二項、第六十三条第二項、第六十五条第一項、第七十条又は第七十四条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。
- 二 第七十一条第一項又は第七十五条の承認をしようとするとき。
- 三 第七十六条の規定による通商産業省令を定めようとするとき。

2 通商産業大臣は、次の場合には、関係行政機関の長(大蔵大臣を除く。)に協議しなければならない。

一 第六十五条第一項の認可をしようとするとき。

二 第七十条の認可(事業計画に係る部分に限る。)をしようとするとき。

第四章 雑則

(緊急命令)

第八十二条 主務大臣は、消費生活用製品(特定製品を除く。)の欠陥により一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、当該危害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、政令で定める場合を除き、必要な限度において、その製品の製造又は輸入の事業を行なう者に対し、その製造又は輸入に係るその製品の回収を図ることその他その製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の拡大を防止するために必要な応急の措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告の徴収)

第八十三条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行なう者(登録製造事業者を除く。)に対し、その業務の状況に関し報告をさせることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、登録製造事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第八十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行なう者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、特定製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはなら

ない。

(特定製品の提出)

第八十五条 主務大臣は、前条第一項の規定によりその職員に立入検査をさせた場合において、その所在の場所において検査をさせることが著しく困難であると認められる特定製品があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

2 国(前項の規定に基づく主務大臣の権限が都道府県知事に委任されている場合にあつては、都道府県)は、同項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。

(承認の条件)

第八十六条 第四十条ただし書第二号、第二十三条第一項又は第二十六条第一項ただし書第二号の承認には、条件を附することができる。

2 前項の条件は、承認に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、承認を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(手数料)

第八十七条 次の各号に掲げる者は、それぞれ実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(協会に申請又は請求をする場合には、協会に納付しなければならない)。

- 一 第四条の検定を受けようとする者
- 二 第八条第一項の登録を受けようとする者
- 三 第二十三条第一項の承認又は第二十五条第一項の承認の更新を受けようとする者
- 四 登録証の訂正又は再交付を受けようとする者
- 五 登録簿の謄本の交付を請求しようとする者
- 六 登録簿の閲覧を請求しようとする者

2 前項の手数料は、国庫(協会に納付されたも

のは、協会の収入とする。

(公示)

第八十八条 主務大臣は、第六十四条第一項の規定による指定をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

2 通商産業大臣は、第六十五条第一項の認可をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(製品安全及び家庭用品品質表示審議会への諮問)

第八十九条 主務大臣は、第二条第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、製品安全及び家庭用品品質表示審議会に諮問しなければならない。

2 主務大臣は、第八十二条の規定による命令をした場合は、三週間以内に、その旨を製品安全及び家庭用品品質表示審議会に報告しなければならない。

(聴聞)

第九十条 主務大臣は、第十九条又は第三十二条の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対して相当な期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事業の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事業について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(協会がした処分に係る審査請求)

第九十一条 協会がした特定製品の検定等の事務に係る処分不服がある者は、主務大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(不服申立ての手続における聴聞)

第九十二条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又は

決定を除く。)は、第九十条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

(主務大臣に対する申出)

第九十三条 何人も、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するために必要な措置がとられていないため一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認めるときは、主務大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行ない、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

(経過措置)

第九十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(主務大臣及び主務省令)

第九十五条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 第三条の規定による安全基準の決定、第二章第二節の規定による製造事業者の登録及び特定製品の型式の承認、第三十四条第二項の規定により協会が行なう検査(当該検査に係る前章第六節の規定による協会の監督を含む。)、第八十三条第二項の規定による報告の徴収並びに第八十四条の規定による立入検査(登録製造事業者に係るものに限る。)に関する事項については、当該製品の製造の事業を所管する大臣
- 二 第八十九条第一項の規定による製品安全及び家庭用品品質表示審議会への諮問に関する事項については、当該製品の製造の事業を所管する大臣

三 第二章第一節の規定による検定(第三条の規定による安全基準の決定を除く。)、第三十三條及び前章第四節の規定により協会が行なう特定製品の検定等の事務(当該事務に係る同章第六節の規定による協会の監督を含む。、第三十五條の規定による命令、第八十二條の規定による命令、第八十三條第一項の規定による報告の徴収、第八十四條の規定による立入検査(登録製造事業者に係るものを除く。))並びに第九十三條の規定による申出に関する事項については、政令で定めるところにより、当該製品の製造、輸入又は販売の事業を所管する大臣

2 この法律における主務省令は、前項第一号に定める事項に関しては、同号に定める主務大臣の発する命令とし、同項第三号に定める事項に関しては、政令で定めるところにより、同号に定める主務大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第九十六條 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に委任することができる。

第五章 罰則

第九十七條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第四條又は第七條の規定に違反した者

二 第二十九條の規定による禁止に違反した者

三 第三十五條又は第八十二條の規定による命令に違反した者

第九十八條 第二十六條第二項の規定に違反して、検査を行なわず、検査記録を作成せず、若しくは虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者は、十万円以下の罰金に処する。

第九十九條 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第二十八條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 第八十三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第八十四條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第八十五條第一項の規定による命令に違反した者

第一百條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会又は受託機関の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

一 第七十八條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

二 第七十八條第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

第一百一條 第四十二條第二項の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第一百二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第九十七條から第九十九條まで又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本條の罰金刑を科する。

第一百三條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、三万円以下の罰金に処する。

一 第三章の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき

二 第四十三條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき

三 第六十三條第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき

四 第七十三條に規定する区分經理を行なわなかつたとき

五 第七十七條第一項の規定による通商産業大臣の命令又は同條第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき

臣の命令に違反したとき。

第一百四條 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第十三條第二項、第十四條又は第十六條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十一條の規定に違反して登録証を返納しなかつた者

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 第八十九條第一項、第九十五條第一項第二号、附則第七條及び附則第十條の規定 公布の日

二 第三章、第八十八條第二項、第一百條から第一百三條まで、次条から附則第六條まで、附則第八條及び附則第九條の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(財団法人製品安全センターからの引継ぎ)

第二條 昭和四十七年八月一日に設立された財団法人製品安全センター(以下「製品安全センター」という。)は、寄附行為で定めるところにより、発起人に対して、協会においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができ

る。

2 発起人は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、通商産業大臣の認可を申請しななければならない。

3 前項の認可があつたときは、製品安全センターの一切の権利及び義務は、協会の成立の時に於いて協会に承継されるものとし、製品安全センターは、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 前項の規定により製品安全センターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(経過措置)

第三條 第四十二條第二項の規定の施行の際現にその名称中に製品安全協会という文字を用いて

いる者については、同項の規定は、同項の規定の施行後六月間は適用しない。

第四條 協会の最初の事業年度は、第六十九條の規定にかかわらず、その成立の日始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第五條 協会の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第七十條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

(地方税法の一部改正)

第六條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第六号中「情報処理振興事業協会」の下に、「製品安全協会」を加える。

(家庭用品品質表示法の一部改正)

第七條 家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第十一條から第十七條までを次のように改める。

(製品安全及び家庭用品品質表示審議会への諮問)

第十一條 通商産業大臣は、第三條の規定により表示の標準となるべき事項を定め、又は第五條から第七條までの規定による命令をしようとするときは、製品安全及び家庭用品品質表示審議会に諮問しななければならない。

第十二條から第十七條まで 削除

(所得税法の一部改正)

第八條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中税理士会の項の前に次のように加える。

製品安全協会

消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中信用保証協会の項の次に次のように加える。

製品安全協会

消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第 号)

(通商産業省設置法の一部改正)

第十条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中家庭用品品質表示審議会の項を次のように改める。

製品安全及び家庭用品
品質表示審議会

消費生活用製品の安全性及び家庭用品の品質に関する表示の適
正化に関する重要事項を調査審議すること。

別表

一 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二条

第一項又は第二十九条の規定の適用を受ける

船舶

二 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十

三号)第二条第一項に規定する食品及び同条

第二項に規定する添加物並びに同法第二十九

条第二項に規定する洗浄剤

三 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第

二十一条の二第一項に規定する消防用機械器

具等

四 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第

三百三十三号)第二条第一項に規定する毒物及び

同条第二項に規定する劇物

五 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十

五号)第二条第一項に規定する道路運送車

両

六 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百

四号)第四十条に規定する容器

七 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百十

五号)第二条第二項に規定する銃銃等

八 薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)第

二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に

規定する医薬部外品、同条第三項に規定する

化粧品及び同条第四項に規定する医療用具

九 前各号に掲げるものは、政令で定める

法律の規定に基づき、規格又は基準を定め
て、その製造、輸入又は販売を規制してお
り、かつ、当該規制によつて一般消費者の生
命又は身体について危害が発生するおそれ
がないと認められる製品で政令で定めるもの

理 由

一般消費者の生活の用に供される製品の多様
化、複雑化に伴い、一般消費者がこれらの製品の
安全性を識別することが困難となつてい
る現状にかんがみ、これらの製品による一般消費者の生命
又は身体に対する危害の発生を防止するため、特
定製品につき検定、製造事業者の登録等を行なつ
てその製造及び販売を規制するとともに、当該検
定等の実施を目的とする製品安全協会の設立等消
費生活用製品の安全性の確保に関する民間の自主
的な活動を促進するための措置を講ずる必要がある
。これが、この法律案を提出する理由である。

○浦野委員長 この際、提案理由の説明を聴取し
たします。中曾根通商産業大臣。

○中曾根通商産業大臣 消費生活用製品安全法案につ
きまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げ
ます。

近年の所得水準の向上、技術革新の進展に伴い、
複雑かつ高性能な製品が次々と開発され、国民の
豊かな消費生活の改善、向上に寄与してまいりま
した。

その反面、消費者はこのような製品の安全性に
ついてみずから判断できない場合も多く、これら
製品の欠陥による事故や製品の安全性に関する苦
情も増加する傾向にあり、遺憾ながら全体として
国民の要求にこたえ得る範囲と水準において製品
の安全性が確保されているとはいえない現状に
あります。

このような状況にかんがみ、政府といたしまし
ては、一昨年八月から産業構造審議会に製品の安
全性確保のための施策について審議をお願いし、
慎重な御検討をいただきました結果、昨年十二月
に、施策の内容につき答申を得ましたので、ここ
にその趣旨に沿つて消費生活用製品安全法案を提
出することとした次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、特定製品の製造及び販売の規制であり
ます。

主として一般消費者の生活の用に供される製品
のうち、特に安全性の見地から問題のあるものを
特定製品として指定し、これらについて国が安全
基準を定め、これに適合したものでなければ販売
してはならないこととしております。

この規制を担保するため、特定製品についての
検定及び製造事業者の登録、型式承認制度等を設
けるときに、万一危険な特定製品が出回った場
合におきましては、当該製品の回収をはかる等の
措置をとるべきことを命ずることができるよう、
規定の整備をいたしております。なお、他法令に
より安全性の見地からすでに十分な規制が行なわ
れている製品は、本法の適用の対象としない等他
法令との二重規制を防ぐための措置を講じており
ます。

第二は、製品安全協会に関する規定であります。
協会は、この法律に基づき、消費生活用製品の

安全性について学識経験を有する者が発起人とな
り、通商産業大臣の認可を受けて設立されるもの
であります。

この協会には、第一に、国の監督のもとに、特
定製品の検定等の事務を行なわせることとしてお
ります。

第二にこの協会は、製造事業者等の申し出を受
けて自主的に消費生活用製品の安全性の認定を行
なうこととし、万一その製品の欠陥により事故が
発生した場合に、その被害者に対し、損害賠償
が簡易、かつ、確実に支払われるような被害者救
済制度を設けることとしております。

その他本法案におきましては、特定製品以外の
消費生活用製品についても、一定の要件のもとに、
危険な製品の回収等緊急の措置を講ずることがで
きることとしております。

以上申し述べました本法案に基づく施策は、製
品による消費者の生命または身体に対する危害の
発生を未然に防止し、安全な消費生活の実現をは
かっていく上で極めて有意義なものであり、全
国の消費者からその実現につき強い要望が出さ
れているところであります。

このような状況にかんがみ、ぜひとも本法案の
制定をはかることが必要であると信ずる次第であ
ります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨で
あります。

何とぞ慎重御審議の上御賛同くださいますよう
お願い申し上げます。

○浦野委員長 以上で提案理由の説明は終わります。
本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○浦野委員長 内閣提出、機械類信用保険法の一
部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、これを許します。

近藤鉄雄君。

○近藤委員 最近の円の変動相場制移行、そしてことに先週末からの東京為替市場の閉鎖といった非常な経済激動の時期に日本は入っているわけでごさいます。こういう経済の激変によって最も影響を受けやすいのは、言うまでもなく中小企業であります。そして、このような日本経済の激動を巧みに乗り切って、国民の福祉増大を実現するためには、私たちは、中小企業の近代化、合理化こそ最も強力に進めなければならないと思うのであります。

今般、通商産業省が機械類信用保険法の一部を改正いたしました。従来の機械類の割賦販売及びローン保証販売の信用保険に加え、リースも保険の対象とするように考えられましたことは、私は、まことに時宜を得た措置であると心から賛意を表するものであります。

中小企業の近代化、合理化は、設備機械の大型化であり、高級化を意味するものでありますけれども、しかし、これはまた大企業に比較いたしますと資金的に余裕のない中小企業の資金繰りをさらに圧迫するような場合がしばしばあります。まさに、このリース制度は、機械の取得資金をいわば分割払いの形にして設備近代化に伴う資金の固定化を巧みに避ける制度であると私は思います。そして、このリースに対する保険を新たに機械信用保険の対象に組み入れられることによって、私は中小企業の近代化、そしてリース制度の普及が促進されるものであると思います。したがって、私は、本委員会におきまして、今度の法律案ができるだけすみやかに成立されんことを希望いたします次第でございますが、以下二、三の点につきまして、御質問をさせていただきたいと思うのであります。

まず第一に、このような趣旨としてはきわめていい法律だと思われたいわけですが、私が心配いたしますのは、現在、このリース保険制度のために機械類信用保険特別会計に對しまして、一般会計から二億円の出資がなされる、こう

いうことになっておるようでございますけれども、もしも該当いたします中小企業が、みんなこぞってこのリース保険をかける、こういった事態を想定いたしますと、はたしてこの二億円で十分まかないきれぬものかどうか、この点について御当局の御回答をお願いしたいと思ひます。

○山形(栄)政府委員 お答え申し上げます。この保険の運営にあたりましては、現実の引き受け額の見通しと、これに對應いたします引き受け限度額がまず設定されなければいけません。受ける限度額が四百八十八年度リース保険を創設いたしまして、いまお話の現行の割賦販売及びローン保険との全体をひくると、引き受け額の現実の見通しは六百二十億円のものを想定いたしておるわけでございまして、これに見合う引き受け限度額につきましては、予算総則上二千億円の限度内ということで明記いたしております。この点十二分に余裕を持った限度額に相なっております。

ただいま御指摘のとおり、今回のリース保険創設にあたりまして、一般会計から特別会計に對しまして二億円の出資が行なわれるわけでございまして、現行の十一億七千万円と合わせまして、この出資が認められまると、総計十三億七千万円が本保険の支払い準備金と相なるわけでございします。

前半に申し上げましたように、引き受け限度額一千億に對しまして十三億七千万円のいわば保険金支払い準備金ができるわけでございまして、この関係につきましては、過去の保険の運営の経験から見ましても、われわれとしては十分な支払い準備金であると考えております。ちなみに、過去に事故が最も高く出ました昭和四十一年度の比率等を参考にいたしまして、この十三億七千万円は、一千億円に見合う十分なる余裕を持ったものであると考えておる次第でございます。

○近藤委員 これまでもたびたび中小企業関係のいろいろな融資制度その他助成制度があったわけでありまして、しばしばそういう融資のワ

クなり助成制度というものは、増大いたします中小企業側の要望にこたえるに必ずしも十分じゃない、希望する会社がその恩恵を受けられないような場合があったというふうには私は考えておりますので、いま局長の御説明で二億円の出資でいい、というお話でございまして、どうか二億円というところで、希望する中小企業がせつかくのリース保険を受けられないことのないように、その点、十分実施にあたってお含みをいただきた、かように考える次第であります。

第二に、今度の法改正の目的が、先ほど申しましたように中小企業の近代化の促進であり、同時に、こういった近代化設備機械をつくっております機械工業の振興にもなると思ひます。また新しい産業でありますところのリース産業が、この保険制度によってさらに危険負担をある程度軽減する形で経営の拡大ができる、いつてみれば一石三鳥の措置だというふうに私は考えておるわけでありまして、とすれば、実は前にいただきました説明の資料の中で、このリース契約の信用保険の対象には機械が十五種に限定されておるようでありまして、私は、せつかくのいい制度です。で、十五というふうに限定をしないで、できるだけ多くの中小企業の方々が利用できるいろいろな機械をリースする場合に保険がかけられるように、この保険の機械の種類を今回は最初の試みでありますからある程度限定されるということばかりですが、今後拡大をしていただきたい、かように考えるわけでございまして、御当局のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○山形(栄)政府委員 ただいま先生お話しのとおり、本法改正の主要なねらいは二つになろうかと思ひます。一つは、この保険を通じて、信用基礎の不十分な中小企業の信用力の補完ということでございます。第二は、そういうことを通じて機械工業の振興に寄与するというのが第二の目的でございます。

五機種を考へておるわけでございますけれども、今後の中小企業におけるリース利用の伸展に應じまして、追加の指定に努力してまいりたいと思ひわれ考へておる次第でございます。

○近藤委員 御説明のとおりだと思ひます。すけれども、先ほど申しましたように、ひとつこのワケを今後ふやしていただいて、せつかくの制度をより多くの中小企業が活用できるように御処置いただきたと思ひます。

しかし同時に、これは中小企業の近代化のためだということでありまして、御説明を見ますと、一応毎年毎年包括保険契約をやつて実施される、こういうことでございまして、したがって、リースを借りるべき業者が必ずしも中小企業というふうに限らないので、大企業がリースをされる場合にもこの保険がかかる、かように解釈をしてよろしいのかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○中曾根國務大臣 中小企業、大企業ともにこの保険の対象になっておりますが、これは第一に、保険料率の低下など中小企業の実利にも合致いたします。大企業をこれからオミットいたしますと、結局保険料率が高くなつてくる、そういうことになる傾向がございします。それから保険契約者の手続上の負担が著しく軽減される、こういうふうな判断したためでございます。したがって、包括保険方式が現実的なものと考へております。

○近藤委員 結果としていま大臣の御説明のように保険料金が安くなる、すなわち、それだけ危険の度合いが少ないので、大企業を含み取ることによつて保険ですからリスクの分担が分散化されて安くなるということであれば私としては賛成でございますが、これはあくまでも中小企業のための措置、こういうような御説明でございますので、その点実行にあつて十分御留意をお願いしたい、かように考える次第であります。

さらに、これは確かに国内のこういう設備機械業者のいわば販路拡大という形でこういった業界

の振興にもなると思はるわけでありすけれども、一方中小企業の使ういろいろな機械の中で必ずしも国産でないものもある。国産でないものを使つて非常に効率の高いものもあると思はれます。事実、私の郷里の山形なんかでも、そこは最近メリヤスを非常にやっているわけでございますけれども、昔はメリヤスというのは女子型の仕事であつた。すなわち、手動のメリヤスの機械を買つて、そして農家の主婦、子女を集めてメリヤスをやっておたわけでありすけれども、最近非常に大型化しまして二千万、三千万という非常に高い機械を買つてやっております。聞いてみますと、これは全部ドイツとかフランスとかイタリアとかいったヨーロッパ製のメリヤス機械で、この大型の機械を使うものですから、それがこれにて事故が起つたらたいへんなので、これは女の子よりもむしろ女子労働者、技術者、できれば工業高校を出たぐらいの人を雇つていくのだ、こういう話を聞いていたのであります。これは一つの例でありすけれども、私は、これから日本経済がだんだん賃金が高くなつてまいりますと、まさに高い賃金で、しかも週休二日制で、なおかつ、非常に合理的な生産をやっていくように、ヨーロッパ、アメリカの中小企業が使っている機械を輸入するなり何なりかの形で日本の中小企業が使う必要が出てくるのじゃないか。大企業はすでに世界各国をまねて、まさに世界で最も新しい機械を使っているわけでありすけれども、私は、中小企業の分野で今後こういう外国の機械を使つていい場合がたくさんあるのじゃないか、かように考えるわけでありす。

○山形(栄)政府委員 本法はそもそも機械工業の振興に資するということを先ほど言いましたように目的の一つとしておりまして、この見地から従来割賦販売等につきましてこの保険を運営するにあたりましては、輸入機械は保険の対象にしないということを進んでまいつたわけでございます。国産機械の使用の促進ということが一つの目的であつたわけでございますが、ただいま先生お話しのとおり、これからの中小企業も優秀な輸入機械を入れまして急速にその実力を涵養向上することが必要に相なろうかと思はれますので、この辺につきましては弾力的に應じたい。具体的に申し上げますと、個別の承認で適切な輸入機械につきましては、この保険の対象としてこれを運用してまいりたい、こう思つておるわけでございます。

○近藤委員 私の与えられた時間がもうあまりありませんので質問はこれで終わりますけれども、最初にも申し上げましたように、いま非常に日本経済は内外の要因を受けて激動しているわけでありすけれども、今後この私たちの経済が調和のある発展ができるかどうか、これのかぎは一にかかつて中小企業である、かように考える次第であります。そして昨今の国際通貨及び経済情勢の激しい波を中小企業が巧みにくぐり抜けるためには、中小企業の高効率化や品質の向上、さらには、これからますます需要が拡大される新しい分野への産業転換こそが、私は政府の重要な政策課題である、かように考えるわけでありす。このような観点に立つてまいりますと、今般通産省が機械類信用保険法を改正されてリースを保険の対象にされるということ、最初に申しましたように、たいへん時宜を得た措置と私は考へるわけでありすけれども、実は従来の中小企業対策について見ましても、せつかく国が考へられたりつぱな措置が、中小企業の場合に情報不足その他で十分に活用されておらない、こういううらみがある

と私は思ふのであります。したがしまして、本制度、本法の改正に対して、私は心から賛意を申し述べ次第でございますけれども、この制度が今後実施されましたら、あらゆる方法を通じてPRされ、周知徹底されることを最後に強く御要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思はれます。

○蒲野委員長 加藤清政君。

○加藤清政(委員) 私は、機械類信用保険法の一部改正に伴うリース信用保険制度の創設について若干質問をすると同時に、当局の見解を承りたいと思はれます。

私は、リースに保険制度が取り入れられることによって、これまでその信用力だとかあるいは担保力に限界があるために利用がたいへん制約されておりました中小企業が、新しい機械を導入して設備の近代化と合理化をはかつて、そのことを通じて経営の安定が保たれることになればたいへんけつこうなことであらうと考へるのであります。特に最近、中小企業における人手不足は一そう深刻になつておりますし、その面から、この制度が実施されることになりますと、中小企業の分野において急速に利用が拡大されてまいると考へます。一方わが国の場合、アメリカなどと比べますとリースというものの歴史がきわめて浅く、リース機関におけるサービス体制の面などではまだまだ不十分であると聞いております。

そこで、私は、主としてわが国のリースの現状及び本法の内容についてお伺いしたいと思はれます。まず初めに、わが国のリース会社の実情は一体どうなつてゐるか、その点お尋ねしたいと思はれます。

○山形(栄)政府委員 わが国のリース会社の詳細な実情につきましては、残念ながら必ずしも全貌が明らかでないわけでございますけれども、本法で今回対象としたしております十五機種につきまして、これはわりあいにつかめております。われわれのほうで実態調査いたしました結果によりまして、数十社がリース事業を行なつておるわけござ

います。しかしながら、いま先生のお話のとおり、わが国におけるリース事業というのは、昭和三十八年から始まりました非常に歴史の浅い産業でございます。現在経営的な基礎がわりあいに確立しました企業数は二十三企業くらいでございます。これが一つの協会を結成して運営いたしておるわけでございます。

少しとまかくなりますが、その辺のものについて若干申し上げますと、資本金で申しまして最大のリース会社が二十五億円、小さなものは一億円前後でございます。ただし、これはリース専業だけであつてございまして、たとえば三菱商事が一部リースをやつておりますが、これは一部分でやっておりますので、会社全体といたしますと資本金なんか非常に大きいわけでございます。専業で申し上げますと二十五億円、小さいもので一億円くらいでございます。従業員は、同じような分類でやりますと、最大で三百二十名くらい、小さいもので十数名というものがございまして、それから、年間のリースの契約高で申し上げますと、最大のもので昭和四十六年現在で四百四十億円、第二位が三百八十億円くらいでございます。先ほど申し上げましたように、わが国で最も早くリース業を始めたのは昭和三十八年八月でございますが、これは日本リースという会社でございますが、その後少し間を置まして昭和四十三年ないし四十四年ごろから後続のリース会社が多く登場して現在に至つておるわけでございます。

○加藤清政(委員) リースの問題につきましては、いま説明がありまして、特に過去の実績につきましては二十五億円、それから最小のものについては一億円ということで、リース業界においての幅がきわめて大きいわけでありすけれども、また、その人員においても、最大は三百二十名から最小はわずか十名かそこらだということで、その業態の中でたいへん格差があるわけでございます。したがつて、今後このリース業はどのような推移をたどる

とお考えになるか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

○山形(栄)政府委員 先ほど申し上げましたように、日本でリースが始まりましたのが昭和三十八年でございまして、このときの契約高はわずかに七億円にとどまっておったわけでございまして。その後、これも先ほど申し上げましたように、リース会社が多設立されまして、昭和四十六年度のリースの契約高は約二千六百億円にございまして。これは民間設備投資全体の中に占めます比率が一・七割程度でございまして。この傾向は、今後非常に急速に伸びると思ひます。契約高におきましても、昭和四十七年度は三千二百億円くらい、四十八年度におきましては四千億円くらいに伸びるのではないかと、こう思ひます。このリースといひますのは新しいニーズに応じて発達してきまして一つの形態でございまして、今後リース契約の伸び率は毎年約二五割程度伸びていくのではないかと、こう思ひます。

○加藤(清政)委員 次に、改正法では、リース契約について「機械類を使用させる期間が三年以上において政令で定める」というようになっておりますが、具体的には政令ではいかなる期間を定めようかと考えているのか。また、法律が三年以上としないので、政令に委任した理由はどういう点にあるのか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

○山形(栄)政府委員 法律上「機械類を使用させる期間が三年以上において政令で定める」ということに相なっておりますけれども、現時点におきましてわれわれの腹案では、この政令では三年という表現を使いたいと思ひます。

なぜかという「三年以上において政令で定める」ということにはいたしたかということでございますが、リース期間は、いま現実に行なわれておりますものは、短いもので大体三年ちょっと多いくらい、平均して大体五年くらいでございまして。三年未満のものは、リースというものは少ないわけでございますので、一応三年以上ということにいたしましたわけでございますが、これを法律上はつき

りさせませんでおきました理由は、今後リース期間というのが若干長期化する傾向が見られております。したがって、将来リースの実態いかにによりましては、この最短期間をたとえば四年というふうに変える必要があるかと思ひますけれども、この辺は時代の変遷に迅速に応じ得るようにするほうが妥当であろうか、こう思ひまして、法案の表現ではそういう表現を使つたわけでございまして。

○加藤(清政)委員 さらにこれに関連しまして、「対価を政令で定める回数以上に分割して受領する」ということになっておりますが、政令ではいかなる回数を定めようかと考えておられるか、その点をお尋ねします。

○山形(栄)政府委員 リースの対価の支払いにつきましては、大部分のものが毎月これを支払うというふうに相なっておりますけれども、まれには四半期に一回これを支払うというものもあるわけでございます。先ほど申し上げましたように、三年というものをもし政令で定めるときには、一応われわれの腹案では、四半期のものもございまして十二回以上というふうなことをきめたいと思ひますが、将来リース期間そのものが四年に相なりますような場合には、これを十六回というふうにしたのが妥当かと思ひます。

○加藤(清政)委員 今回の改正によって、従来の割賦保険を含めて対象機械類の政令の指定要件が変わることになっておりますが、これまでの規定と、新しい規定との間にはどのような違いが出てくるのですか。その点をお尋ねしたいと思ひます。

○山形(栄)政府委員 対象機械類を指定する場合の現行法の規定といたしましては、中小企業の設備の近代化に資するというのが一つの要件でございまして。もう一つの要件は、機械工業の振興、特に生産の合理化を促進する必要があることというものが第二番目の要件でございまして。

この場合どちらに重点が置かれておったかというところでございまして、法文解釈上は一が

いにこれは申し上げられなかったわけでございまして、現実には中小企業の技術の近代化に著しく貢献する企業でございまして、生産の合理化促進に必要な薄い機械類につきましては、法解釈上政令指定が困難であるきらいがあったわけでございまして。

その後、経済情勢も非常に変わりました。特に中小企業の振興といひますか、保護の必要性が非常に高まってきたので、今回法律を改正することを機会に、中小企業の設備の近代化に重点を移しまして、機械工業の振興のほうは、むしろ資するところにかつこうにいたしまして、今後積極的に中小企業振興に重点を置く形を法文上も明確にいたしまして、行政運営といたしましてその方向で進んでいくことに相なるかと思ひます。

○加藤(清政)委員 いま中小企業の設備の近代化と機械工業の振興について、中小企業の設備の近代化を主として、機械工業の振興を従とするというところで本法の改正の主眼が話されたわけですが、現行保険の対象機械、つまり第一種機械類は、この改正によってどのように変わるものか。さらにまた、第二種については十五の機械類に限定しておりますが、指定を十五に限った根拠は何によるものであるのか。これをふやす考えはないのかどうか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

○山形(栄)政府委員 従来は、中小企業の振興と機械工業の振興とが並列で書いてあったわけでございまして。しかしながら、運用上は中小企業のほうに重点を置いて行政運営をいたしてまいりました。それでございまして、今回法律改正をいたしましては、関係の機械の指定そのものを変えるつもりはございません。これはいま申し上げましたように、非常に中小企業のほうに力点を置いて現実には行政を運営してまいりましたので、そうするつもりはございません。

次に、今回の法律改正に伴いまして機械の指定

追加をすべきであるかどうかという問題でございまして。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、中小企業振興により一そう力点を置くという観点から、本年度より各府県で行なっております貸与機関が取り扱います機械の全部を割賦販売の現行機種として追加指定をする考えを持っております。

若干詳しく申し上げますと、現在貸与機関が取り扱っておりますのは、機械の種類別では約三割、金額比率で約七割でございまして。したがって、機械の種類では七割、金額では三割が脱落いたしておるわけでございまして。従来各府県から、各府県の取り扱っております機械を全部対象にしたいという要望が出ておったわけでございまして。これは非常に中小企業向きの機械でございまして、たとえば精密機とかマッパ箱の詰め機、これも機械でございまして、機械としても性能のそう著しく高いものでなく、もっぱら中小企業に使われておるものでございまして、この辺につきましては、機械工業の振興という観点から見ると若干問題があるかと思ひますが、先ほど来申し上げておりましたように、中小企業に力点を置くという観点から今回これを追加指定をいたしたいと思っております。

もう一つの御質問、第二種機械類の選定にあたりましては、実際にリースが行なわれております機械類のうちから、中小企業の設備の近代化をはかる上で必要で、かつ現実には中小企業向けリースの割合が相当程度に達しておりますことを基準として選んだものでございまして、これらについては、同時に機械工業の振興にも資すると認められるものでございまして。一応さしあたりのところ、四十八年度制度の発足にあたりまして、第二種に對しましては十五機種といたしたいと思っておりますけれども、今後とも必要に応じて逐次これを追加していく考えはあるわけでございまして。

○加藤(清政)委員 次に、リース業者に関しまし

リースの危険を保険でカバーするという趣旨のようですが、この場合のリース業者の危険負担とは、具体的にどのようなものがあると考えておられるか。

さらに、リース業者から保険契約の申し込みがあった場合に、政府はどのような観点に立って審査をされるのか。

また、制度の実施に伴って保険契約の申し込みをする会社は何かとあると考へられますか。以上の点について、あわせてお尋ねをしたいと思います。

○山形(衆)府政委員 お答え申し上げます。

第一番目の御質問でございますけれども、リース業者の危険負担というのはどういうことかというところでございますが、リースの形といたしましては、リース業者がユーザーの要望に応じましてこの機械をリースするわけでございますが、その場合にコストの全額は回収するといふ前提で長期にわたってリースを行なうわけでございます。このリース期間は、先ほど申し上げましたように、短いもので三年、大体五年くらいという非常に長期のものでございますので、その間、景気変動等で倒産等も行なわれる可能性があるわけでございます。この場合、リース業者はその回収について非常な危険にさらされるわけでございます。特にその場合機械が残るわけでございますので、これを引き揚げて転売すればいいじゃないかという議論もございまして、途中でもって引き揚げました機械はほとんどスクラップ価格でございまして、そこにも売却差損が生ずるわけでございまして、この辺がリース業者の危険負担といえるかと思ひます。

それから、第二番目の御質問でございますけれども、リース業者からの申し込みがあった場合の審査でございますが、これを大きく分けて二つ審査のやり方がございまして、一つは本法の対象とするリース業者としての適格要件をそのリース業者が備えているかどうかという点が第一点でございます。

第二点は、そのリース業者が、履行能力等につきましては、正直でまじめに中小企業のことを考えている業者であるかどうかという実質的な判断をするということでございます。これは詳細は省略いたしますが、特にリース契約の履行能力につきましては、中小企業を不当に圧迫したり、粗悪な機械類を中小企業に押しつけたり、中小企業を差別的に取り扱ったり、そういうことがないように審査段階でも十分に検討していくことが必要であるかと思ひます。

それから第三番目の御質問でございますけれども、リース契約の申し込みをするリース業者の数でございますけれども、これは先ほど言いましたように、現在リース協会加盟が二十三社でございます。その他の零細なリース業者も数多くあるわけでございますが、われわれといたしましては、その二十三社は一応全部出てくるのではないかと、それ以外にも若干追加されることも考えられますので、ほぼ三十社くらいが申し込みの対象に相なるかどうかと考えている次第でございます。

○加藤(清政)委員 いま倒産などでリース業者が機械を引き揚げて、保険請求が当然あるわけですが、引き揚げてきた機械が再処分されるかどうか、それをどのようにチェックするか、その点を御尋ねしたいと思います。

○山形(衆)府政委員 この引き揚げました機械は、先ほど言いましたように、日本ではいま機械の中古市場というのが発達しておりまして、ほとんど中古市場の——中古市場というのは市場としての機能をしておりまして、個別に売買されておるわけでございます。そんな関係から、リース期間中にある程度陳腐化したかっこうで引き取られました機械は、なかなか適正な価格でこれを売りさばくことができませんで、現実にはスクラップされることが非常に多いわけでございまして、このスクラップ価格は大体価額の二割くらいで、これはもっと低いものもあるわけでございまして、これも平均して大体二割くらいのスクラップ価格で引き取られるということでございます。

かし、全部がスクラップになるわけではございませんで、結局引き取られました機械が売られましたときには、その価格の半分は国庫に納入する。われわれのほうに届け出させまして、証拠書類をわれわれのほうで確認しまして、もし売却させられましたような場合、その価格の二分の一は回収された金額ということで国庫に返還されるというたてまえになっておるわけでございます。

○加藤(清政)委員 そこで、この制度発足にあたって、リース業者からはどのような書類を提出させるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

また、担当部門の審査能力は制度の円滑な運営をはかる上で十分であるかどうか。

さらにまた、リース業者が国に納める保険料をリース料に上せして、それをユーザーである中小企業の負担に転嫁することは望ましくないが、このような点についてはどのような行政指導をされておるのか。その後のチェックは一体どうやっていくのか。

以上の点についてお尋ねしたいと思います。

○山形(衆)府政委員 まず第一の御質問のリース業者からの提出書類の種類でございますけれども、大体次のようなものが予定されております。まず第一番目は、保険契約申し込み書、これは当然のこと、政府側と保険契約を結ぶわけでございまして、その申し込み書、それからリース契約の実績表を出していただくかとわれわれは思っております。これは前年度実績と当該年度の大体見通しにつきましては、そのリース業者から出していただくかと思っております。

○加藤(清政)委員 もう一度言ってください。

○山形(衆)府政委員 リース契約のリース業者としての実績表でございます。前年度の実績と当該年度の見通しでございます。

それから三番目は、営業概況書と申しますか、これは一般的にそのリース業者としての資本金、従業員数、取り扱い品目等、いわゆる営業の概要を示す書類でございます。

それから四番目は、貸借対照表、損益計算書等

の財務諸表、これは当然御提出願わなければならぬものかと思ひます。

五番目は、そのリース業者の標準的なリース契約書の写しを出していただきまして、これは当然にわれわれのほうにいたしましては、そのリース業者が中小企業に対してどういう不当な取り扱いをしているかどうかということをチェックするためのものでございますので、契約書の写しを提出願う予定にいたしております。

それから第二番目の御質問の役所側の審査能力でございますけれども、四十八年度におきましては、定員を一名増員をする予定にいたしております。現在機械類信用保険制度全体を二十九名で運営いたしておるわけでございますが、これに一名追加を予定いたしております。

なお、現在の割賦販売業務につきましては、電子計算機の利用をいま計画いたしておりますので、またアルバイトの活用等も考えておりますので、そこから若干人員のゆとりが出てまいりますので、そのゆとりのある余裕人員は、この新しい一名と合わせましてリース業務の業務に当たらせたいと思っております。

それから、三番目の御質問でございますけれども、保険料をリース料に上せ転嫁することのチェックでございます。これをまた政府としてどう指導するかということでございます。この保険料をリース料に上せたいことは絶対に望ましいことではございません。このため、すでに準備段階におきまして、リース業者に対して、この点もうすすにわれわれ指導に入っているわけでございます。主要なリース業者からは、原則として転嫁しないという基本的な同意をいただいております。これは原則的な、といひますのは、これはこれからの保険料率のきめ方にかかわるわけでございまして、われわれといたしましては、現在〇・五割ぐらいの保険料率を想定いたしております。これは、この〇・五割程度の保険料率でございます。これは全部自分のほうで消化いたして、いさ

○渡辺(三)委員 これまでの実態でありますけれども、リース契約とそれからレント契約、これが混同されておるような向きもないわけではない、こういうふうには私は思うわけですが、これはいま発展過程にある新しい産業としては、ある意味でやむを得ないというふうに思います。

それからもう一つは、リース業を裏づける法的な定義といえますか、これが明確でなかった、こういうふうなことに一つの大きな原因があるのではないかというふうに思いますが、今回の法案の提案の中で明らかになっておりますように、それはリース期間が三年以上にわたるものであり、か

つその間の中途解約を認めないものである、これが第一点、それから第二点は、対価を一定回数以上に分割して受領するものである、第三点は、リース期間満了後当該機械類の所有権を相手方に移転するものでないこと、こういうふうに移転になつておるわけでありますけれども、今回の機械類信

用保険法の一部改正、これが適用されるリース契約としてはこういうものでなければならぬということとは、これで明確に法的な根拠ができると思うのです。しかし、リース一般の定義、こういう点についてはまだ独自に明確なものがないのではないか、こういうふうに思いますので、その点に

ついで何か別な法的な根拠が現状あるかどうか、あるいは今後考えられていくのであろうか、こういうふうな点についてもお伺いをしておきたいと思ひます。

○山形(榮)政府委員　リースというものの法的な定義は、いま先生御指摘のとおりございません。今回この法令上リースの定義を行なっておりますが、これはわが国の法制上リースということばが出てきた初めてのものでございます。しかしながら、この法律は、先ほど来お話が出ておりますように、あくまで機械保険の一種としてのその対象にリースを入れるという目的なるリースの概念に設定をございまして、リース業全体の定義をこの設定で確定したということは、若干言い過ぎ

になるのではないかと私は思うわけでございます。ただし、何はともあれ、ここでリース業についての、法律上限定された前提かしりませんけれども、表現が確定なされますと、これがある意味でのリース契約の標準条件、標準的なものの考え方ということがここに示されたという効果は、これは確かにあろうかと思えます。

しかしながら、今後リースについて確定した定義づけ等につきましては、リース業のこれからの発展、中小企業のこれに対応する態度あり方等も含め、将来リース全体の促進なり規制なりを行なうときに、本来そこで正確に行なうべきものはなかろうかと私は思う次第でございます。

○渡辺(二)委員 リースによりまして機械設備を導入する場合に、これまで、あるいは現在、普通通行なわれております担保の方法といえますか、リース会社がいわゆるユーザに求める担保の方法、こういうものは現状どのようなようになっていくか、お伺いをしたいと思います。

○山形県 政府委員 リースに伴います信用リース
クをカバリーいたしますために、現在リース業者が
確かに担保をとっておるわけでございますけれども、
も、われわれのほうでいろいろとヒヤリング等を行
ないました結果によりまして、物的担保をとって
おりますことは非常にまいでございまして、

れは推定でございますが、ほぼ五割程度であろうかと推定されるわけでございます。残りの九〇がなし九五割というのは、保証人を立ててこれを担保いたしましたおるわけでございまして、これは割

賦販売の場合でも同じでございます。これらの取引につきましては、物的担保よりはむしろ保証人で担保するというのが通例であろうと思います。今後本制度がもし発足いたしますれば、こういう意味での危険負担は非常に少なくなるわけでございますので、われわれといたしましては、リース業者と契約を結ぶにあたりまして、ユーザーに対する担保条件の緩和をはかってまいるように指導していくつもりでございます。

○渡辺(三)委員　いまの問題に関連をしまして、

ひとつお聞きしたいと思うのですが、いわゆるリースの支払い手形、すなわち毎回のリース料を約束手形というかっこうで一括して振り出しを要求する、ユーザーに対してリース業者がそういうふうな形態とか、あるいはまたリース料の二ヵ月分とか三ヵ月分、そういうものを頭金として受け取って、それを最終のリース期間に充当をするとか、あるいはまた、リース期間満了後にその頭金を返済をする、いわば敷金のような形で行なわれているリース契約というものがあるかどうか、あるとすれば、どのくらいの率に全体的な中でなっておるか、この点もひとつあわせてお伺いをしておきたいと思います。

〔委員長退席、稲村(佐)委員長代理着席〕
○山形(榮)政府委員 約手を要求するのはこれは原則、そうなっております。それから約三カ月程度前払いをさせるといふのも現在のリースでは慣例的に行なわれておるわけでございます。
○渡辺(三)委員 そうすると、いま申し上げまし

た手形の振り出しとか、それから頭金を最初に取るとか、こういうことは、いまの実態としては普通になっておる、こういうふうに理解をしてよろしいわけですね。——わかりました。

それでは次に、リース契約にかかわる、あるいはリース全体にかかわる税法上の二、三の問題に

ついてお伺いをしたいと思うんですが、一つはリース会社がリース契約を行なった場合に、これに伴う貸し倒れ準備金が税法上認められておらない、こういうふうを考えるわけがあります。この

点は、いろいろな点から調べてまいりましても相
当問題があるのではないか、こういうふうに考
えます。特にわが国の今後のリース産業というものを
を發展させていかなければならぬというふうな立
場を前提として考えた場合には、その点若干の問
題があるのではないか、こういうふうに思います
が、これは本質的には大蔵省の問題だと思いま
すけれども、通産のサイドから見て、いま申し上げ
た点をどのように把握され、また考えておられる
のか、今後の考え方も含めてお伺いをしておき

いと思います。

○山形(榮)政府委員　御質問の貸し倒れ引き当て金の設定でございますけれども、御指摘のとおり、リース会社に対しましてはほとんど実質的には認められておりませんのが現状でございます。こんなことから、リース業者といたしましては、従来、非常に危険度の高い中小企業に対しましてはリース契約を結ばないという傾向が非常に高かったわけでございます。本法改正でこれをカバーしようとしていますのも、一つの大きなところがあるというところに存在することは当然のことでございます。

〔稻村(佐)委員長代理退席、委員長着席〕

しかしながら、これだけではまだ十分でないといふことも御指摘のとおりだと思ひまして、今後の中小企業の設備近代化の促進、反射的な効果ではございますが、リース業の発展をはかりますために、われわれといたしましては、これは大蔵当局とも折衝いたしまして、リース業における貸し倒

す。

○渡辺(三)委員　いま御答弁をいただいたわけでありまして、これは今後の課題として十分ひきつめてまいりたいと考えておる次第でございます。

からもこれは大蔵省に対していろいろな事情を
お伺いしなければならぬ問題を含んでおると思
いますがいま局長もおっしゃいましたように、
現実の問題としては、ユーザの倒産などでリ

ス料の取り立てが不可能になる、あるいはまたリース物件を回収して処分をしても、その額がリース料の見返り額よりも少ない、こういうふうな場合には、結局リース会社の損失になるというのが実情だと思うわけです。ですから、こうした場合に一種の準備金の損金繰り入れを認めるとするのは、筋は間違っていないというふうに私は考えます。いまもお話がありましたように、本法改正が行なわれることによって、中小企業に対して門戸の狭かったこのリースというものが広く開

される、こういう点について、私も十分に理解が
できますし、いまのこの矛盾点を大きく補うもの
だということは承知をいたします。しかし、税法
上の問題として、純然たるその面からの検討をし
てみますと、いま言った点はなおざりにできない
実情にあるのではないか、こういうふうに思いま
すから、ぜひひとつその点も十分に御考慮をして
おいていただきたい、このように考えておるわけ
です。

質問はまだ相当ありますけれども、委員会の定
足数の問題があるようでありますから、ひとつ委
員長のほうでお取り計らいをいただきたい。それ
から質問を続けさせていただきたいと思ひます。
○浦野委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時二分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

商工委員會議録第三号中正誤	
ベシ 段 行 誤	正
五 三 末九 全国の	全国民の
六 三 二 従事員	従業員
八 一 三 主力立場	主力市場
八 一 八 向らかの	何らかの
八 四 末二 所要金額	所要金額
九 一 五 三機関しら	三機関から
九 一 三 御指案	御提案
九 二 二 間連	関連
九 四 末六 一百万円	一千万円
二 三 六 含める	含め
二 四 九 どきる	できる
三 三 六 西段	西欧
三 四 末六 土地再配置	工業再配置
三 一 末四 過剰過密	過疎過密
同 第四号中正誤	
ベシ 段 行 誤	正
七 二 末四 前述	前途
九 三 二 返還期	返済期
三 四 末七 資金需要	資金需要
同 第五号中正誤	
ベシ 段 行 誤	正
四 二 末八 辺済	返済
六 二 九 割合実績	割合実績